

令和8年度 白子町学童クラブ利用のしおり



問い合わせ

白子町住民課子育て支援係

〒299-4292 白子町関5074番地の2

電話 0475-33-2178

FAX 0475-33-4132

Mail kosodate@town.shirako.lg.jp

学童クラブの役割

学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対し、安全・安心に過ごせる場所を確保するとともに、適切な遊びや健全育成に必要な活動を提供します。

学童クラブの基本方針

1. 学童クラブでは、子どもたちが安心して過ごせる生活の場の中で、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援します。
2. 適切な遊びを通して、同学年・異学年の友達と関わりながら、「協力し合う心」「思いやりの心」「ルールを守る心」「積極的に人と触れ合おうとする心」を育てます。
3. 児童の個性と意思を尊重し、自主的に遊び、学習できる環境づくりに努めます。

学童クラブ児童へのお願い

1. 元気にあいさつをしましょう。
2. お友達と楽しく遊びましょう。
3. 進んで学校の宿題に取り組みましょう。
4. 「思いやり」の気持ちを忘れないようにしましょう。
5. 学童クラブのルールを知り、守りましょう。
6. 支援員（大人）の話に耳を傾けましょう。



1. 学童クラブの対象児童

白子町内の小学校に就学している1年生～6年生の児童で、次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ・保護者が就労等により、昼間家庭で保育できない場合
- ・保護者が自身の疾病、または親族の看護・介護等により、昼間家庭で保育できない場合
- ・その他、保育が必要と認められる場合

2. 開所場所と時間

曜日区分	場所	時間
月～金曜日	なのはなキッズクラブ (白潟小学校内)	【通 常】 下校～18:30
	げんきっ子クラブ (関小学校内)	【長期休業】 7:30～18:30
	かめっこクラブ (南白亀小学校内)	
土曜日	かめっこクラブ (南白亀小学校内)	【通 年】 7:30～18:00

○ 長期休業について

- ・長期休業とは、夏休み・冬休み・春休みのことです。この期間のみの利用も可能ですが、すでに定員に達している場合はお断りすることがあります。

○ 土曜日について

- ・土曜日は、「かめっこクラブ」で開所します。所属する学童クラブにかかわらず利用できます。
- ・児童の利用状況等により、土曜日の開所場所を変更する場合があります。

○ その他

- ・県民の日、または学校行事（運動会・授業参観等）による振替休業日は、長期休業と同様の時間で開所します。
- ・すべての利用者（新1年生を含む）は、4月1日から利用可能です。

3. 閉所日

○ 日曜日、祝日

○ 年末年始（12月29日～1月3日）

○ その他

- ・土曜日は、事前の出欠確認で利用者がいない場合は閉所します。
- ・お盆（8月13日～8月15日）は、事前に利用希望を確認し、利用者がいない場合は閉所します。

4. 土曜日保育の利用

- ・ 土曜日保育を利用する場合は、前月20日まで（当日が土日、祝日の場合は、その前日まで）に翌月の「白子町学童クラブ土曜日利用申請書」を所属する学童クラブに提出してください。
- ・ 土曜日保育利用料の支払いは、利用した月の翌月に口座振替となります。

5. 災害時等の開所の基準

開 所	<ul style="list-style-type: none">・ 学級閉鎖 ※ 学級閉鎖となったクラスの児童は、感染拡大防止のため利用できません。・ 学校行事等による早帰り、または土曜日に実施する学校行事等の事前中止・ 自然災害（台風、大雨、地震等）による早帰り、または保護者への引き渡し ※ 開所の準備が整うまで、児童は学校で保護します。
閉 所	<ul style="list-style-type: none">・ 学校閉鎖・ 自然災害（台風、大雨、地震等）による休校

※ 学童クラブを臨時閉所する場合は、役場から、登録されている連絡先の携帯電話番号へSMS（ショートメッセージ）を送信してお知らせします。

6. 利用料

曜日区分	利用区分	適用	単位	利用料	
				低学年	高学年
月～金曜日	通 年 利 用	8月以外	月 額	10,000 円	5,000 円
		8 月	月 額	15,000 円	13,000 円
	長期休業のみ利用	夏 休 み	期間総額	18,000 円	16,000 円
		冬 休 み	期間総額	5,000 円	4,000 円
		春 休 み	期間総額	6,000 円	5,500 円
土 曜 日	—	—	日 額	1,500 円	1,500 円

- ・ 利用料が支払日までに引き落とされなかった場合は、納入通知書を発行しますので、役場会計課でお支払いください。
- ・ 月の途中から利用、または途中退所の場合は、その月の利用料をお支払いください。日割り計算は行いません。
- ・ 休止等の届出なく利用しなかった場合は、月の利用料をお支払いいただきます。
- ・ 利用料を滞納した場合は、利用の取消または一時停止することがあります。
- ・ 利用料を改訂する可能性があります。改訂する場合は、事前にお知らせします。

7. 利用料の減免

対象	減免割合	確認書類
生活保護世帯	免除	生活保護受給証明書
市町村民税所得割非課税世帯	免除	非課税証明書
ひとり親世帯	免除	寡婦・ひとり親であることが確認できる書類 ・源泉徴収票 ・課税非課税証明書 ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費助成券 等
複数人の児童が利用している世帯	2人目 1/2 減免 3人目以降 免除	

- ・ 利用料の減免を受けるためには、利用料減免申請書の提出が必要です。
- ・ 職員が公簿等を確認することに同意する場合は、確認書類の提出を省略できます。
- ・ 市町村民税所得割非課税世帯の審査は、4月～8月分は前年度分を、9月～翌年3月分は当該年度分を適用して判定します。
- ・ 市町村民税所得割非課税世帯の審査（9月～翌年3月分）に際し、職員が公簿等を確認するに同意しない場合は、8月末日までに確認書類を提出してください。

8. 保険の加入

施設内および支援員の見守りのもとで行う施設外活動中の事故によるけが等に備え、保険に加入します。

けがをして医療機関を受診した場合は、必ずお申し出ください。

○ 保険料

傷害保険および賠償責任保険：年額 800 円

※ 保険料は、4月分の口座振替にて集金します。

年度途中の入所の場合は、利用開始月分の口座振替にて集金します。

○ 傷害保険金額

(被保険者 1 人あたり)

区分	金額
死亡	3,000 万円
後遺障害（最高）	4,500 万円
入院（1日目～180日程度）	1日 4,000 円
通院（1日目～30日程度）	1日 1,500 円

9. 持ち物等

○ 毎日持ってくるもの

- ・ 水筒（麦茶等、甘味のない飲み物）
- ・ 手拭きタオル（ハンカチ）、ティッシュ
- ・ 健康観察カード（学校で使用しているもの）

○ 学童クラブに保管しておくもの

- ・ 着替え一式（洋服、下着類） ※ 巾着袋等に入れてください。
- ・ 上履き

○ その他

- ・ 持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・ お金やおもちゃ等の私物は、紛失やトラブルの原因となるため、持ってこないでください。
- ・ 長期休業や土曜日保育等の利用日は、お弁当を持ってきてください。

10. 欠席の連絡

欠席する場合は、所属する学童クラブへ必ず連絡してください。

○ 支援員が対応できる時間帯

通常（月～金曜日） 15：00 以降

長期休業・土曜日 7：30 以降

学童クラブ名	電話番号
なのはなキッズクラブ	33-1807
げんきっ子クラブ	33-2270
かめっこクラブ	33-6113



- ・ 支援員が対応できない時間帯は、留守番電話に欠席の伝言を残してください。
- ・ 土曜日保育を欠席する場合は、利用日の3日前までに所属する学童クラブへ連絡してください。当日、病気等により急きょ欠席する場合は、開所先の「かめっこクラブ」へ直接連絡してください。

11. 送迎

- ・ 送迎の際は、保護者が学童クラブの教室まで来て、支援員に声をかけてください。
- ・ 保護者以外の方（届出のない方）がお迎えに来る場合や、お迎えが遅れる場合は、事前に学童クラブへ連絡してください。

1 2. 保護者会の活動

保護者会の活動は、学童クラブ教室内の環境整備や保護者会会議の開催等が主な内容です。

学童クラブと家庭が連携し、適切な運営および児童の健全育成を推進するため、保護者会の設置・運営にご協力をお願いします。

1 3. 学童クラブの1日の流れ

【平日】

下校後登所
↓
検温・健康チェック
↓
自分の荷物の整理
↓
宿題・勉強
↓
おやつ
↓
自由活動
↓
帰り支度

【長期休業】

保護者と登所
↓
検温・健康チェック
↓
自分の荷物の整理
↓
宿題・勉強
↓
自由活動(10時おやつ)
↓
昼食準備・片付け
↓
自由活動(3時おやつ)
↓
自由活動
↓
帰り支度

○ 自由活動

教室内：折り紙、ブロック等のおもちゃ遊び、ゲーム（オセロ、将棋、パズル等）等

校庭・体育館：サッカー、ドッジボール、かくれんぼ等

※天候等により活動内容を判断します。

その他：おやつ作り、工作等

○ 年間行事

季節の行事：七夕まつり、ハロウィン、クリスマス、お正月遊び等

その他：避難訓練（地震、火災、不審者等を想定）



14. 申込手続き等

受付場所 住民課子育て支援係 : 8:30~17:15

各学童クラブ : 開所時間内

- 申請書類
- 放課後児童健全育成事業利用申請書および児童票
 - 就労証明書、または申立書
※ 保護者の疾病、または家族の看護・介護等により利用する場合は、申立書をご提出ください。
 - 児童の健康保険の資格情報が分かるもの（マイナ保険証、資格確認証）
※ 申し込みに必要な書類は、住民課子育て支援係で受け取るか、白子町ホームページからダウンロードしてください。



<https://www.town.shirako.lg.jp/0000000247.html>

利用変更届
(利用承認後)

次に該当する場合は、届出内容の変更が必要です。

- 申請書類の記載事項に変更があった場合
※ 速やかに提出してください。
- 学童クラブの利用を1カ月以上休止する場合、または退所する場合
※ 前月10日までに提出してください。

その他の

- 「長期休業のみの利用」や「年度途中の利用」の場合は、利用開始の1カ月前までに申し込み手続きを行ってください。
- 食物アレルギー等、配慮が必要な児童は別途対応の確認を行います。

